

改正案	現行
<p>（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）</p> <p>第五十三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条の二及び第四十五条の三中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>（預金保険法の一部改正）</p> <p>第四百九条 預金保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第八十三条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。</p> <p>第八十三条第一項を次のように改める。</p> <p>内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命 二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任 三 第三十条の規定による承認 四 その他政令で定めるもの 	<p>（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）</p> <p>第五十三条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条の二（見出しを含む。）中「金融監督庁長官」を「金融庁長官」に改める。</p> <p>（預金保険法の一部改正）</p> <p>第四百九条 預金保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>本則（第八十三条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。</p> <p>第八十三条第一項を次のように改める。</p> <p>内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第二十六条第一項又は第二項の規定による任命 二 第二十六条第三項又は第二十九条の規定による解任 三 第三十条の規定による承認 四 その他政令で定めるもの

第八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第六条の三、第六条の四、第八条、第九条から第十一条まで、第十六条及び第十七条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十九条の三第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第十九条の四第六項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第二十条の三中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第二十二條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(預金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四百四十九条の二 預金保険法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「内閣総理大臣及び財務大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附則第八条、第九条から第十一条まで、第十六条及び第十七条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第十九条の三第二項中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第十九条の四第五項中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

附則第二十条第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第二十条の三中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第二十二條第一項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(新設)

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第百五十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第一項中「金融再生委員会の」を「内閣総理大臣の」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十五条の三中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第四十五条の四中「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第三項」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第百六十八条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第二条第三項、第八条、第八条の二及び第二十一条を除く)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・労働省令・農林水産省令」を「内閣府令・厚生労働省令・農林水産省令」に改める。

第二条第三項中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第百五十八条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「金融再生委員会の」を「内閣総理大臣の」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第百六十八条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則(第二条第三項、第八条及び第二十一条を除く)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「総理府令・労働省令・農林水産省令」を「内閣府令・厚生労働省令・農林水産省令」に改める。

第二条第三項中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める

第八条各号列記以外の部分中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改め、同条第三号中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四号中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める。

第八条の二第一項各号列記以外の部分中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改め、同条第三号中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改め、同項第三号中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改め、同条第三号中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四号中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改める。